

のぞましい教育環境をめざして

小中学校の適正規模等について

提 言

春日井市立小中学校適正規模等検討委員会

提言にあたって

私たちは、これまで、学校、家庭、地域が一丸となって心豊かな子どもたちの成長を願って努力してきました。しかしながら、いま、子どもたちは少子化や核家族化、さらには情報化などのさまざまな社会変化の波にさらされております。

このような社会状況の変化は、子どもたちの成長や家族、地域のあり方にも影響し、さまざまな歪みをもたらしていると考えられます。かつては、子どもたちが仲間と戸外で日が暮れるまで遊び、さまざまな人間関係をつくることができましたが、それも少子化などによって、遊び、活動する仲間が少なくなりました。また、友だちがいても、塾に通う子どもが増えて一緒に遊べなくなったのです。その結果、子どもたちは家に閉じこもり、ゲームに熱中するようになりました。

さらに核家族化によって、隣近所とのつきあいが減り、家族が地域から孤立を深め、家庭の教育力の低下をもたらしました。また、最近の携帯電話の普及などによって急速に情報化社会が進み、直接、顔を合わせなくても、相手とコミュニケーションができるようになり、お互いが個人個人の世界で生きていける時代となったのです。そのため、子どもの社会性も育たなくなったのです。

社会生活において人間関係が希薄する中で、心豊かな子どもたちを育むためには、のぞましい教育環境を整える必要があります。このような社会的な要請を受けて、平成20年4月に小中学校の適正規模等について検討する委員会が設置され、検討を重ねてまいりました。

本委員会では、のぞましい教育環境をめざして、学校の適正規模について幅広く検討し、より良い教育環境の確保、充実を図るための基本的な考えをまとめてきました。中でも、1学年1学級という過小規模校で育つ子どもたちの社会性の発達などが大きく話題となり、緊急な課題として早急に対応することも考慮してまいりました。

この提言を契機として、教育委員会では学校の適正規模・適正配置に関する基本方針や具体的な適正配置の計画等を検討し、春日井市立小中学校の教育環境の整備に努められることを期待しています。

平成21年3月6日

春日井市立小中学校適正規模等検討委員会
会 長 中 野 靖 彦

目 次

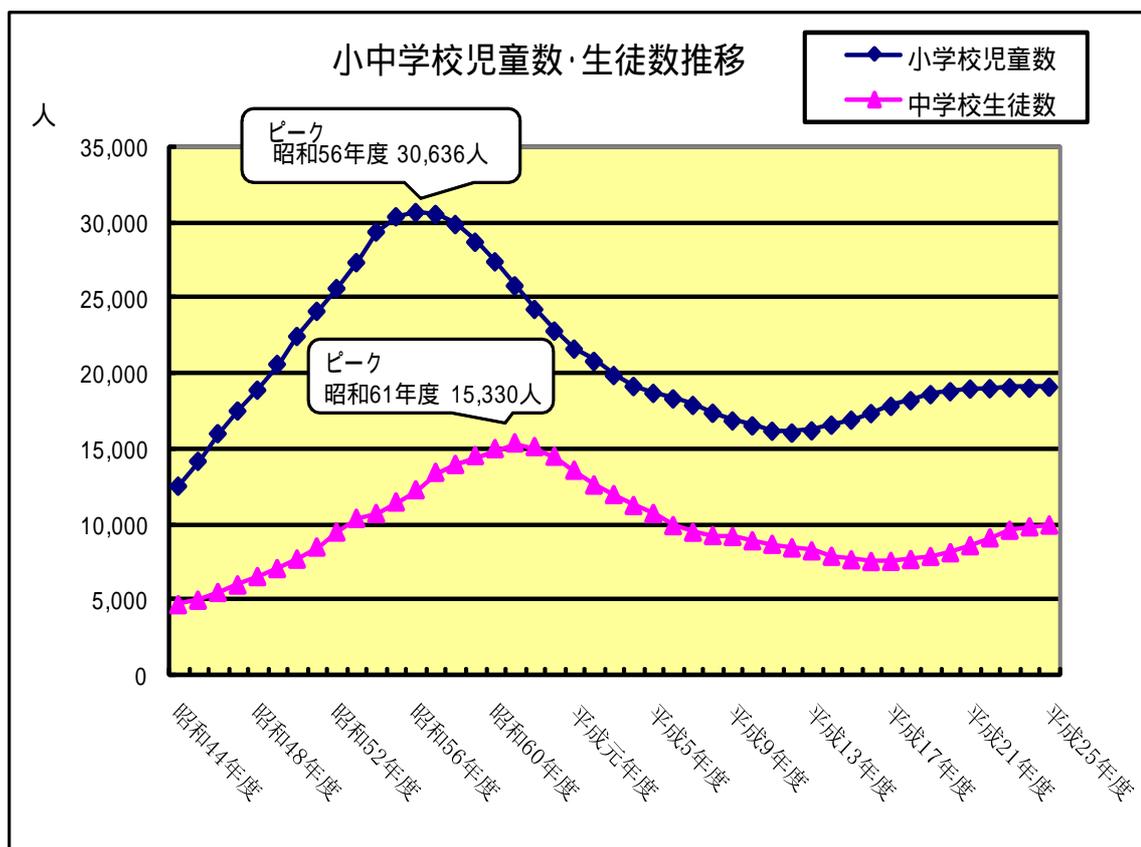
現状.....	1
1 小中学校の現状.....	1
児童生徒数の推移.....	1
学校規模の推移.....	2
学級数の比較.....	3
通学区域.....	3
学校の適正規模.....	4
1 小規模校、大規模校のメリット・デメリット.....	4
大規模校に比べて小規模校のメリット・デメリット.....	4
小規模校に比べて大規模校のメリット・デメリット.....	4
2 学校適正規模の必要性.....	5
3 適正規模の基準.....	6
学校の適正配置.....	7
1 学校配置の基準.....	7
学校配置を考える視点.....	7
学校配置の基準.....	7
2 学校適正配置の取り組み方.....	7
基本的な考え方.....	7
小規模校への対応.....	8
大規模校への対応.....	8
3 学校適正配置の具体的な進め方.....	8
適正配置の地区別の考え方.....	10
1 西部地区.....	10
2 中部地区.....	11
3 東部地区.....	12
4 高坂地区.....	13
5 ニュータウン地区.....	14
添付資料.....	16

現状

1 小中学校の現状

児童生徒数の推移

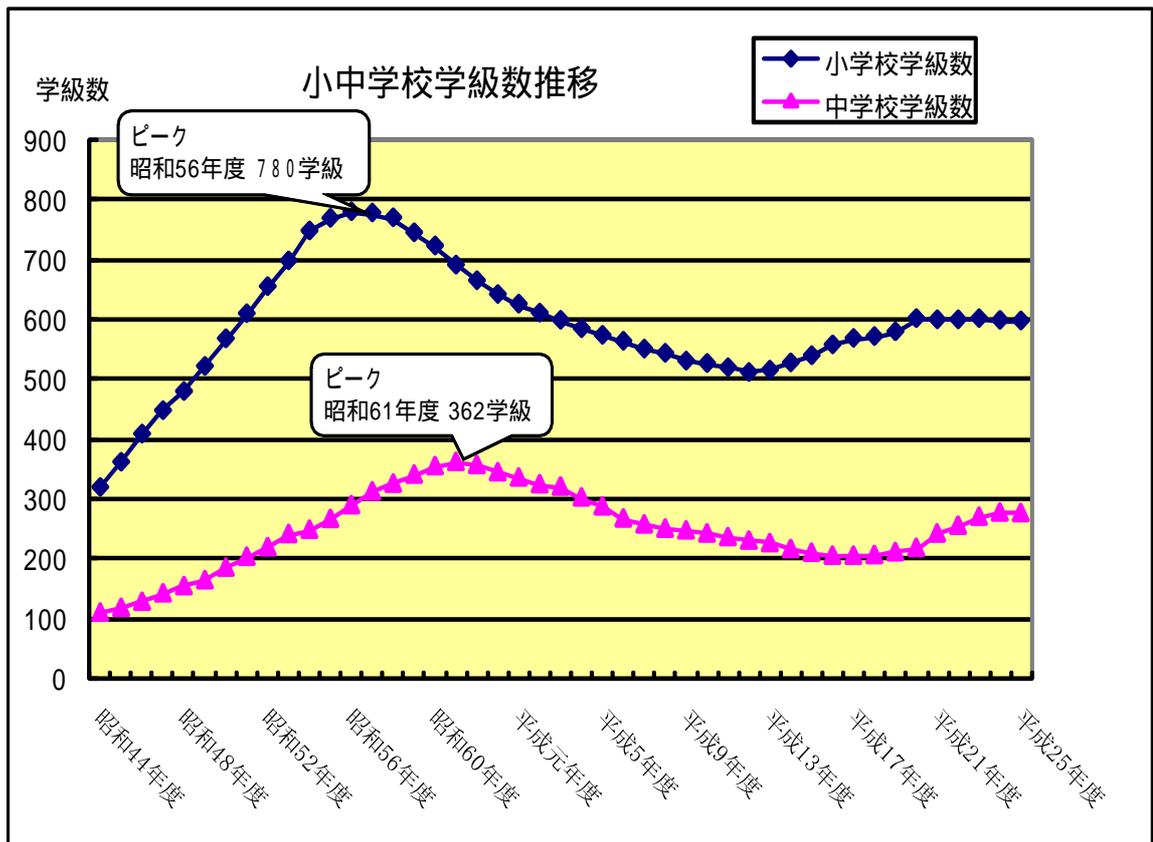
春日井市における児童生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、昭和56年度の30,636人をピークとして平成20年5月には18,798人とピーク時の61.3%までに、中学校の生徒数は、昭和61年度の15,330人をピークとして、平成20年5月では8,092人と52.8%まで減少している状況にあります。しかし、ピーク後の減少傾向も小学校では平成13年度から、中学校では平成17年度からわずかではあるが増加に転じてきており、今後の推計をみると平成25年度には小学校の児童数は19,090人と横ばい状態、中学校の生徒数は9,913人と増加する見込みです。



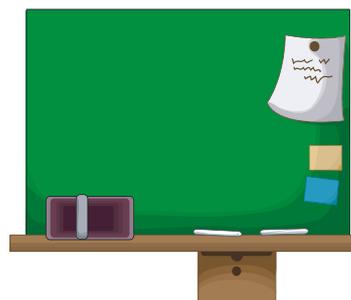
春日井市教育委員会の統計です。(普通学級と特別支援学級の児童・生徒を合わせた人数。平成20年度までは各年5月1日の数値、平成21年度以降は推計値)

学校規模の推移

小学校の学級数は、昭和56年度780学級をピークとして平成20年5月には602学級とピーク時の77.2%までに、中学校の学級数は、昭和61年度の362学級をピークとして、平成20年5月では219学級と60.5%まで減少している状況にあります。今後は平成25年度に小学校は598学級と横ばい状態、中学校は277学級と増える見込みです。



春日井市教育委員会の統計です。(普通学級数。平成20年度までは、各年5月1日の数値、平成21年度以降は推計値)



学級数の比較

児童生徒数は減少傾向にありますが、小学校では、学校数は39校とピーク時の35校より増えており、単学級を含む学年がある11学級以下の学校が10校で25.6%、そのうち全学年が単学級である6学級の学校が3校7.7%となっています。また、中学校では、学校数は15校とピーク時と同じですが、11学級以下の学校が5校33.3%となっています。現在のところ小中学校とも31学級以上の学校はありません。

年度 学級数	小学校			中学校		
	昭和 56 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	昭和 61 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
6学級	2校	3校	4校			
7～11学級		7校	8校		5校	3校
12～24学級	21校	26校	24校	9校	9校	8校
25～30学級	9校	3校	3校	4校	1校	3校
31学級以上	3校			2校		1校
学校数合計	35校	39校	39校	15校	15校	15校

小学校については、昭和57、58、平成14、19年度に新設（4校）

小学校、中学校の学級数が一番多い時と比較

小学校規模検討のため、学級数は普通学級数を記載

通学区域

春日井市通学区域審議会では、「交通安全には特に注意を払い、すべての児童生徒が安全で健康かつ快適な通学と日常生活を営むことができる通学区域の構成を目的とし、学校位置及び規模とも関連するが、通学距離に著しい差が生じないように配慮することとし、小学校における通学距離は1.5キロメートルまで、中学校については2キロメートルまでを標準とする」としています。



学校の適正規模

1 小規模校、大規模校のメリット・デメリット

学校教育を行う上で、学校規模の大小により、学習・生活面、学校運営面などに次のようなメリットやデメリットがあると考えられます。

なお、小規模校は11学級以下、大規模校は25学級以上を基準とします。

大規模校に比べて小規模校のメリット・デメリット

ア メリットとして

- ・教員が全校児童生徒の把握ができ、個々に行き届いた指導がしやすい。
- ・教室数にゆとりがある学校では、余裕教室などのスペースが有効活用できる。
- ・学校行事など縦割り学級異年齢集団での活動が多くなり、高学年と低学年のつながりがよくなる。
- ・親も地域の人も子どもの顔を知っている。

イ デメリットとして

- ・合唱コンクールやクラス対抗リレーなど、一定の人数を必要とするものが実施しにくい。
- ・子どものさまざまな希望に応じたクラブ活動が実施しにくい。
- ・きめ細かい指導は、時には子どもの教員への依存度を高め問題を自主的に解決できにくくしてしまう。
- ・多様な意見が出にくくなったり、発想が狭くなる恐れがある。
- ・子ども同士、保護者同士の間人間関係や評価が固定化しやすくなる。
- ・子ども同士の人間関係が壊れると、修復が難しい。
- ・子どもの役割や責任が固定化しやすい。
- ・入学から卒業まで同じ集団で過ごすことにより、多くの仲間と競い合う機会が少なくなる。

小規模校に比べて大規模校のメリット・デメリット

ア メリットとして

- ・多くの友達や教員にめぐり合え、人間関係が豊かになり、社会性が養いやすい。
- ・学校行事では多くの仲間と活動でき、集団の力が発揮され、活気がある。
- ・多様なクラブ活動が可能である。
- ・教員が多いため多様な教育活動に対応できる。

イ デメリットとして

- ・集団が大きいため、一人ひとりが活躍できる機会が少ない。
- ・運動場、体育館などの一人当たりの面積が狭いため、使用が制限され、学習活動に支障がでることがある。
- ・少人数指導を行う際の教室の確保が困難な場合がある。

2 学校適正規模の必要性

学校規模によるメリット・デメリットはそれぞれありますが、各学校ではメリットをいかしつつ、デメリットを補うよう努力して教育活動を行っています。

しかし、学校は学力の向上を図るとともに、集団の中で交流を通して学び、多様な個性とふれあい、切磋琢磨し、豊かな人間性をはぐくむ場です。

望ましい教育環境を考える上で大切なのは、社会性や協調性を培い人間関係を築くことができ、学習活動や学校行事を実施する際に、安全で十分な活動場所が確保できる学校規模であることです。

そこで、学校の適正規模については、次の点について考慮する必要があると考えます。

集団生活面...子どもたちの交友関係が広がり、多様なものの見方・考え方にふれる機会が得られ、お互いが豊かな人間関係を築くためには、ある程度の規模が必要です。

学習活動面...小規模の集団の方がきめ細かい指導ができますが、大きな集団での活動や小グループでの学習など、あらゆる学習形態に対応でき、合唱・合奏、球技・競技などの学習活動、運動会や文化祭などの学校行事、クラブ活動においてもある程度の規模が必要です。

学校運営面...複数の教員で学年を運営することにより、授業研究、情報交換もできる円滑な学校運営を行うためには、ある程度の規模が必要です。



3 適正規模の基準

学校は、子どもたちが知識や学力を身につけるだけでなく、集団の中で豊かな人間関係を築き様々なことを学習しながら、体力の向上や自主自立性を育てていくことを教育効果として期待するものであり、発達段階における子どもの人格形成面においても、学校におけるグループ活動やクラブ活動、学校行事等をとおして社会性を育むことが求められています。

そこで、学校規模によるメリット・デメリットを考慮し、より高い教育効果が得られる規模を「適正規模」とし、国の基準を参考に次のように範囲を定めることとします。

- 1 小中学校とも12～24学級を適正規模の範囲とする。
- 2 小規模校のうち単学級（1学年1学級）となる過小規模校については、早急にその解消に努める必要がある。
- 3 大規模校のうち30学級を超える過大規模校となったときは、検討を加える必要がある。

学校規模の定義

本提言では、学校規模を次のように定義することとします。

学級数	6学級以下	7～ 11学級	12～ 24学級	25～ 30学級	31学級以上
規模	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校

（参考）国の基準

学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から（中略）第68条までの規定は、中学校に準用する。（後略）
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

（略）

- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

学校の適正配置

1 学校配置の基準

学校配置を考える視点

学校の適正配置は、学校の規模、今後の児童生徒数の推移、通学区、地域コミュニティなどさまざまな条件を満たすことが理想的な配置ですが、すべての学校を再配置することは現実的でないため、現在の学校の配置を基準として、次のように考えることとします。

- ア 地域間での差を是正する視点 児童生徒の教育環境にできるだけ差が生じないような配置をすることが必要です。
- イ 学校と地域の関係の視点 学校と地域の関係に配慮し、地域コミュニティとバランスのとれた配置をすることが必要です。
- ウ 適切な通学区の視点 児童生徒の通学距離の負担への配慮と安全性を確保した配置をすることが必要です。

学校配置の基準

- ア 学校は、児童生徒の教育環境にできるだけ差が生じないよう、適正な規模で地域にバランスよく配置されていることが望ましい。
- イ 通学区は、地域のまとまりとできるだけ整合していることが望ましい。
- ウ 児童生徒の通学を考慮し、通学距離は一定の範囲（市が基準としている小学校が1.5キロメートル、中学校が2キロメートルまでを基本）とすることが望ましい。

2 学校適正配置の取り組み方

基本的な考え方

児童生徒の教育環境をより良好なものとするため、適正規模の学校を地域に適正に配置することを基本とします。そして、学校の適正配置は、児童生徒数の動向を踏まえて次のとおりとします。

- ア 小規模校については、通学区の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努めるようにすること。なお、原則として、小規模化の著しい学校から適正配置を進めること。
- イ 大規模校については、特に大規模化の著しい学校において、通学区の変更などにより適正規模が確保されるよう検討すること。
- ウ 適正配置は、対象とする学校及び地域の状況などを十分検討した

上で、実施可能なところから取り組んでいくこと。

小規模校への対応

小規模校（11学級以下）については、適正規模とするため、地域に複数ある小規模校について、地域の枠組みの中で、再編等により適正化を行うこととします。中でも、過小規模校から優先して取り組むこととします。

ア 近接する小規模校又は適正規模校との統合を行う。

イ 近接する大規模校又は適正規模校との通学区域の変更により適正化を図る。

ウ 上記ア・イの検討の際には、小中一貫校や必要に応じて通学区域の変更を検討する

大規模校への対応

大規模校のうち過大規模校（31学級以上）については、次のような対応を検討することとします。

ア 近接する学校との通学区域の変更により、学校規模の適正化を図る。

イ 通学区域の変更が困難な場合は、教室の改修や仮設教室の建設を行う。

ウ 上記ア・イの方法で対応するとともに、さらに長期間にわたり過大規模校の状態が予測される場合は、新設について検討する。

3 学校適正配置の具体的な進め方

望ましい教育環境を確保するために、学校の適正配置を進めるにあたっては、次のような取り組みを行うことが考えられます。

小規模校のうち過少規模校については、統合に向けた早急な取り組みが望まれるもので、教育委員会は検討委員会の提言を受け、小中学校の適正配置（統合）計画を策定すること。

学校の適正配置にあたっては、計画案に対する地元（当該児童生徒の保護者、対象となる地域の住民等）の合意形成を十分に図ること。

小中学校の適正配置について地元の合意形成を図るため、当該地域又は通学区域に区・町内会・自治会、PTA、青少年育成関係団体など地域の市民で構成される組織（協議会）を設置すること。

学校が地域コミュニティの中核的な役割を担っていることから、跡

地利用について、地元の様々な活動の場としての利用や地域の活性化・発展のために有効な活用方法などを検討すること。

学校の適正配置により生み出された財源に相当する分は、可能な限り学校教育の充実、教育環境の整備のために活用するよう努めること。なお、統合するにあたっては、新しい校舎の建設についての検討も望まれる。



適正配置の地区別の考え方

1 西部地区

小学校（6校）

- ア 西部中学校区 春日井小学校、牛山小学校、松山小学校
- イ 知多中学校区 山王小学校、味美小学校
- ウ 味美中学校区 味美小学校、白山小学校

春日井小学校及び松山小学校については、現在及び推計においても適正規模を超えていますが、過大規模とはならず、徐々に減少していく傾向にありますので、その推移を見守っていく必要があります。

また、今後の状況の変化によって適正規模を超える状態が継続する場合や過大規模となる場合には、通学区域の変更などで適正規模化を図るように検討するとともに、状況に応じて仮教室や施設の改修などによって対応する必要があります。

牛山小学校、山王小学校、味美小学校及び白山小学校については、適正規模の範囲内であり、現在も推計でもほぼ同じ規模で推移していくことから、特に検討することもないと思われま

中学校（3校）

西部中学校、知多中学校、味美中学校

西部中学校については、春日井小学校と松山小学校の状況から、必然的に大規模から過大規模の状態に向かう傾向となっておりますが、両小学校とも減少に転じる状況にあることから、当面は仮教室や施設の改修などによって対応することが必要と思われま

す。知多中学校については、適正規模の範囲内であり、現在も推計でもほぼ同じ規模で推移していくことから、特に検討することもないと思われま

す。味美中学校については、現在、適正規模を下回った規模であり、今後も同様の規模で推移するものと思われま

すが、単学級となるほどの小規模とはならないもので、その推移を見守っていくこととします。なお、この地区内には学校用地（西高山町）が確保されており、特に西部中学校の将来の状況にもよりますが、当分の間は保有していくことが望ましいと思われま

2 中部地区

小学校（9校）

- ア 中部中学校区 勝川小学校、小野小学校、上条小学校
- イ 鷹来中学校区 鷹来小学校、大手小学校、西山小学校
- ウ 柏原中学校区 鳥居松小学校、柏原小学校、丸田小学校

勝川小学校、小野小学校及び上条小学校については、今後増加傾向を示しており、中でも勝川小学校は適正規模を上回る可能性があり、その推移を十分注意して見守っていく必要があります。

柏原小学校については、現在は適正規模を超えているものの、今後は適正規模の範囲内に落ち着いていく傾向にあるので、その推移を注意して見守っていくこととします。

今後の状況の変化によって適正規模を超える状態が継続する場合や過大規模となる場合には、通学区域の変更などで適正規模化を図るよう検討するとともに、状況に応じて仮教室や施設の改修などによって対応する必要があります。

鷹来小学校、大手小学校、鳥居松小学校及び丸田小学校については、現在及び推計においてもほぼ同じ規模若しくは若干の増加又は減少して推移するものの、いずれも適正規模の範囲内であることから、特に検討することはないと思われます。

西山小学校については、適正規模を下回っており、今後も同様の規模で推移するものと思われますが、全学年が単学級となるほど小規模化が進むものとはならないので、その推移を注意して見守っていくこととします。

中学校（3校）

中部中学校、鷹来中学校、柏原中学校

中部中学校については、校区とする勝川小学校、小野小学校及び上条小学校の状況から、必然的に大規模から過大規模の状態に向かう傾向となるので、状況に応じて仮教室や施設の改修などによって対応する必要があります。また、今後の状況の変化が大きく影響することとなるので、その推移には十分注意する必要があります。

鷹来中学校については、適正規模の範囲内であり、現在も推計でもほぼ同じ規模から若干増加して推移していくが、特に検討することはないと思われます。

柏原中学校については、現在適正規模の範囲内であるものの、特に

柏原小学校の状況にもよるが、今後は適正規模を上回る状況になると思われるので、その推移には十分注意する必要があります。

なお、この地区内には学校用地(長塚町)が確保されておりますが、中部中学校の将来の状況にもよりますが、位置的に見て今後は保有していくことは必要がないものと思われま

3 東部地区

小学校(8校)

- ア 東部中学校区 篠木小学校、八幡小学校、篠原小学校
- イ 松原中学校区 松原小学校、東野小学校、(丸田小学校、西山小学校)
- ウ 南城中学校区 篠原小学校、神領小学校、北城小学校、出川小学校

松原小学校、東野小学校、篠木小学校、篠原小学校、神領小学校及び北城小学校については、現在及び推計においてもほぼ同じ規模若しくは若干の増加又は減少して推移するものの、いずれも適正規模の範囲内であることから、特に検討することはないと思われま

す。出川小学校については、今後増加傾向を示しており適正規模を上回る可能性があるため、その推移を十分注意して見守っていく必要があります。今後の状況の変化によって適正規模を超える状態が継続する場合や過大規模となる場合には、通学区域の変更などで適正規模化を図るように検討するとともに、状況に応じて仮教室や施設の改修などによって対応する必要があります。

八幡小学校については、現在、適正規模を下回っており、今後も同様の規模で推移するものと思われま

中学校(3校)

東部中学校、松原中学校、南城中学校

南城中学校については、校区とする、神領小学校、北城小学校及び出川小学校の状況から、大規模の状態に向かうことが見込まれるので、状況に応じて仮教室や施設の改修などによって対応することが必要と思われま

東部中学校及び松原中学校については、推計において増加傾向が見られるものの、適正規模の範囲内であり特に検討することはないと思われま

4 高坂地区

小学校（5校）

ア 坂下中学校区 坂下小学校、西尾小学校、神屋小学校

イ 高蔵寺中学校区 高座小学校、不二小学校

坂下小学校及び高座小学校については、現在及び推計においてもほぼ同じ規模が若干の減少で推移するものの、いずれも適正規模の範囲内であることから、特に検討することはないと思われま

す。不二小学校については、今後の増加傾向から適正規模を上回り大規模の状態が見られるので、その推移を十分注意して見守っていく必要があります。今後の状況の変化によっては、さらに適正規模を超える状態が継続する場合や過大規模となる場合も考えられるので、通学区の変更などで適正規模化を図るように検討するとともに、状況に応じて仮教室や施設の改修などによって対応する必要があります。

神屋小学校については、現在、適正規模を下回っており、今後も同様の規模で推移するものと思われま

すが、全学年が単学級となるほど小規模化が進むものとはならないので、その推移を注意して見守っていくこととします。西尾小学校については、従来から単学級の状況にあり、今後も同様に推移するものと思われま

中学校（2校）

坂下中学校、高蔵寺中学校

坂下中学校については、現在及び推計において適正規模の範囲内で推移するものであり、特に検討することはないと思われま

す。高蔵寺中学校については、不二小学校が増加傾向を示していることから、それに伴って増加の状態に向かうことが見込まれま

規模の範囲内で推移するものと思われます。また、今後の状況の変化が大きく影響することとなるので、その推移には十分注意する必要があります。

5 ニュータウン地区

小学校（11校）

- ア 藤山台中学校区 藤山台小学校、藤山台東小学校、西藤山台小学校
- イ 高森台中学校区 高森台小学校、中央台小学校、東高森台小学校
- ウ 石尾台中学校区 玉川小学校、石尾台小学校、押沢台小学校
- エ 岩成台中学校区 岩成台小学校、岩成台西小学校

西藤山台小学校、高森台小学校、玉川小学校及び岩成台西小学校については、現在及び推計においてもほぼ同じ規模で推移し、いずれも適正規模の範囲内であることから、特に検討することはないと思われま

す。岩成台小学校については、推計では適正規模を下回る状況になるものと想定されているので、その推移を見守ることとします。

藤山台小学校、藤山台東小学校、中央台小学校、東高森台小学校、石尾台小学校、及び押沢台小学校については、現在、適正規模を下回っており、今後も同様の規模で推移するものと思われま

す。中でも藤山台小学校及び石尾台小学校は、全学年が単学級となる過小規模校であり、隣接する小学校との統合など、現在の状態の解消に早急に取り組む必要があります。また、藤山台東小学校、中央台小学校、東高森台小学校及び押沢台小学校についても、ほぼ全学年で単学級となるような小規模化が進むものと思われるので、その推移を注意して見守っていくとともに、隣接校との統合を含めた取組みの検討を進める必要があります。

中学校（4校）

藤山台中学校、高森台中学校、石尾台中学校、岩成台中学校

高森台中学校については、現在及び推計において適正規模の範囲内で推移するものであり、特に検討することはないと思われま

す。藤山台中学校、石尾台中学校及び岩成台中学校については、現在適正規模を下回っており、推計においてもほぼ同じ規模で推移することとなるので、今後の状況の変化も含めてその推移を見守るとともに、

適正規模化に向けた検討をしていく必要があります。

なお、この地区内には学校用地(白山町)が確保されておりますが、地区の状況から今後は保有していく必要がないものと思われます。

以上のように、適正配置の地区別の考え方を取りまとめましたが、学校の施設(教室)の状況については学校ごとにまちまちであり、大規模化する学校はもとより、適正規模の範囲内の学校にあっても、状況に応じて仮教室の設置や施設改修などを適宜行い、適正な教育環境の確保を図っていく必要があります。

